



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	帝政ロシア『工場監督官報告集成』分析(第1報)
Author(s)	荒又, 重雄
Citation	北海道大學 經濟學研究, 24(1), 109-140
Issue Date	1974-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31279
Type	departmental bulletin paper
File Information	24(1)_P109-140.pdf



帝政ロシア『工場監督官報告集成』分析（第1報）

荒 又 重 雄

I 分析対象の性格

帝政ロシアにおける工場監督制度の成立は、1882年にさかのぼる。労働運動の勃興におされながらも、直接には1882年の年少労働者規制法の実施を監督するものとしてはじまる。つづいて、1885年未成年者・婦人深夜業規制法、1886年労資関係法、1890年罰金基金規則、1894年の県機械監督と工場監督を統合する法律、1897年労働時間法、1903年工場総代法および1903年労働者災害補償法、1912年社会保険法と、次第に工場法制および社会保険法制が拡大してくるにともない、工場監督官の責任領域は次々に拡大して行った。また、諸工場法の適用領域も、モスクワ、ペテルブルク、ウラジミルの三県からはじまって、次第に帝政ロシアの全版図へと拡大して行った。1882年に3名であった工場監督官は、1900年には主任工場監督官61名、地区工場監督官190名、工場監督官見習い10名、という陣容に拡大していた。

1894年法にもとづいて多数の県機械監督官が工場監督官に横すべりしたおり、大蔵大臣ヴィッテは特別に回状を発し、「工場主と労働者との間に誤解をみちびくあらゆる原因をとりぞくことに最大の注意を払うように」と、監督官たちに指示している。また同時に発せられた訓令には、工場監督官たちはストライキや騒動についてのありとあらゆる情報を大蔵省商工局に送るべきこと、工業部の作成したプログラムにしたがって、統計および重要事件記録を、3カ月ごと、および1年ごとに報告すべきこと、とあった。

商工局の改組と関連して、1900年以降、監督官の蒐集したデーターは工業部に集中されることとなり、工業部の中に統計課 статическая часть が設置された。その長はヴァルザール В. Е. Варзар であった。彼は1892年以来、

大蔵省商工局工業部に勤務しており、1900年と1908年の工業調査 промышленная перепись を遂行した専門家であった。統計課にあつめられたデータがやがて工場監督官報告書として集成されるわけであるが、それには諸監督官の報告の一部しか掲載されなかったことは当然である。ソヴェトの研究者アントノヴァ С. И. Антонова によれば、ЦГИАЛ の工業部に関するアルヒーフには諸監督官の報告の若干がいまも残存しているという²⁾。

印刷された工場監督官報告集成 Свод отчетов фабричных инспекторов は、1900年下半期分が最初で（公刊年は1902年、以下同じ）、1901年版（1903年）から1914年版（1915年）まで、いずれも巻頭の総論と、頁数の大部分を占める統計とからなっている。大凡は第1表にみられるごとくであるが、1909年版と1910年版との間に体裁の変更があり、新しい版は行数が若干多い。最初の報告書たる1900年版の総論の末尾には、「工業部の委任により、工場審査官³⁾デメンチエフ Е. М. Дементьев が作成した」と記されてあるが、以

第1表 「工場監督官報告集成」の外観

	公 刊 年	総論(頁数)	うちフランス語による要約(頁数)	統計(頁数)	うち監督官名簿および配置表(頁数)
1900(下)	1902	8	—	97	—
1901	1903	25	—	202	21
1902	1904	28	—	200	25
1903	1906	16	—	208	31
1904	1907	15	—	212	33
1905	1908	25	—	117	31
1906	1908	27	—	117	31
1907	1909	42	—	156	33
1908	1910	50	—	159	33
1909	1910	60	—	195	33
1910	1911	90	—	319	18
1911	1912	106	8	318	17
1912	1913(?)	?	?	?	?
1913	1914	92	9	317	16
1914	1915	84	9	291	18

* 1912年版は筆者未見。

** 1910年版以降の総論頁数には目次と若干の注記を含む。

後の版にそうした付記はない。

統計は工業部の作成したプログラムにしたがってとりまとめられたが、工業部へ集中すべき情報を整理するのは県主任工場監督官であったとみられる。県別以上に細分化された表はなく、またデメンチエフによると、工業部のプログラムに対する工場監督官たちの理解の相違が原因して、1900年版ではシンビルスク県の項が全く空白となり、ほか二つの表でそれぞれ他の2県の項が空白となっている。さらに、アントノヴァによると、1880年代に出版された工場監督官報告書には、工場監督官が自分の足で現地におもむき、直接に蒐集したデータが集成されていたのに対して、1900年以降のそれは工場主たちへのアンケートによって獲得されたデータの集成であった。報告書は、はじめ大蔵省工業部から、1905年に商工省が独立してよりのちは商工省工業部から発行された。

工場監督官報告集成の基本的性格は、それが行政報告書であるところにある。工場監督官たちが働きかけるべき対象の客観的で正確な把握ということは、工場監督業務を監査することに従属している。第1表にみるように、工場監督官の個人名がその責任範囲（工場監督地区 *участок*）とともに、その範囲に入るのはどの地域であるかの記載も含めて公表されており、報告書全体の中でかなりの量的割合を占めていること、統計の集計は必ず県ごとに、すなわち具体的なそれぞれの県主任工場監督官の責任範囲ごとになされていること、が注目すべきである。1900年版の報告書の総論の部で、デメンチエフは次のようにのべている。「工場監督業務のかような広汎さと多様さを考慮して、大蔵省は、まずはじめには、工場監督業務のうち、なによりも先にまたどんな場合にも報告の中にふくめるべきであり、かつ正確な客観的な指標をもって表現すべきであるような側面、たとえば、監督下にある工業事業所数、それらを監督官たちが臨検する頻度、監督目的のために確立された形式を実行させるための監督に支出される仕事量、工業事業所支配人に関する労働者の陳情（不平訴えの意——荒又）、およびその逆、法律や法律にもとづいて展開された規則やへの違反数、その他、といった諸側面の正確な

計測に制限されるのはやむをえぬことであると考えた⁵⁾」と。

かくて、工場監督業務のうち何がまず第一に監査されるのかといえは、工場監督官たちの勤勉度であり、彼らの勤勉をつうじての法律の実施度であり、法律の実施をつうじての労資関係安定の達成度である。第2表は、1901年版の報告書を例にとって、そうした性格が報告書の構成にあらわれていることを示したものである。工場監督業務の多様さに規定されて、末尾には罰金制度や蒸気機関への監督活動が集計されているが、報告書の基調が、工場

第2表 「工場監督官報告集成」(1901年版)の構成

当該年度における工場監督業務概要

工場監督官名簿およびその地域的配置

1. 工場監督官数および工場監督下にある工業事業所数
2. 監督下にある工業事業所数の変動および労働者の性別・成年未成年別構成
3. 年度初めにおける工業事業所の規模別構成
4. 工業事業所に対する個人的監視に関する工場監督業務
5. 監督目的において定められた形式の作成
6. 労働者に関する工業事業所支配人の陳情
7. 同上の理由、および審査の結果
8. 支配人に関する労働者の(個人的および集团的)陳情
9. 同上の審査の結果
10. 当該年度内に審査された労働者の陳情の理由
11. 誤解の解消への援助に関する支配人の請願
12. 誤解の解消への援助に関する労働者の請願
13. 同上の理由
14. 労働者の罷業
15. 工業事業所支配人の法律違反
16. 同上の調書
17. 労働災害
18. 罰金控除がおこなわれた工業事業所数
19. 工業事業所における罰金基金の動向
20. 罰金控除の理由
21. 罰金基金からの扶助金の理由別構成
22. 労働者の罰金と賃銀との関係
23. 労働者相互扶助全ロシア基金への繰り入れ
24. 工場監督下にある蒸気機関数とそれからの賦課金徴集
25. 蒸気機関に対する工場監督業務 A
26. 同上 B

監督官たちの勤勉がいかに労資関係を安定させ、ストライキ数を減少せしめるかを示そうとするものであることがみてとれる。1903年版の報告集成には、「未然に防止されたストライキ」というものが特別に目次に出されているほどである。

工場監督官報告集成の主要内容は1900年版より1914年版まで変化しないが、いくつかの重要な変更を列举すれば次のごとくである。まず、1903年労働者災害補償法の実施にともない、これにともなう業務の統計が整理される。1904年—1906年の分は独立の小冊子として、Статические сведения о результатах применения закона 2 июня 1903 г. в 1904—1906 гг. という標題で1908年に出版され、1907年以降の統計は報告集成に編入された。1912年社会保険法の実施にともなう、これに関する統計が1913年版以降の報告集成に編入された。⁶⁾

つぎに、1905年革命の経験を経て、ストライキの統計はそれまでのような県別・継続期間別罷業件数および参加者数一表ではたりなくなる。また、陳情と請願といった些少な差異に関心をもつ余裕がなくなる。1905年版報告集成からは陳情と請願を一表に統合し、かつ、1905年—1908年のストライキについては、別途詳細な検討を加えるために報告集成からはずされる。そして、1905年については工場審査官ヴァルザールの編集ということで、Статистика стачек рабочих на фабриках и заводах за 1905г. と題する冊子が1908年に、1906年—1908年については同じくヴァルザールの編集で、Статистика стачек на фабриках и заводах за трехлетие 1906—1908 гг. が1910年に出版された。⁷⁾ 1909年以降の統計は報告集成に編入された。そこでは、罷業 забастовка はストライキ стачка と改められ、県別・産業別ストライキ件数および参加者数、県別ストライキ再発事業所数、原因別月別ストライキ件数、産業別原因別ストライキ件数および参加者数、継続期間別産業別月別ストライキ件数および参加者数、原因別結果別ストライキ件数および参加者数、月別結果別ストライキ件数および参加者数、県別ストライキのあった事業所数、産業別ストライキ件数および参加者数といった多彩な分析となって

いる。ここでは、もちろん県別の集計は一つの柱となっているが、県別を全くその要素としない分析・集計がたくさんあらわれていることが注目されるべきである。

帝政ロシアの工場法は、工場 фабрика と製作所 завод にのみ適用されるものとされていたが、工場と手工業作業所 ремесленное заведение を区分する基準があいまいであったので事務が錯そうした。それで、次第に、労働者を16人以上雇っているか、もしくは原動機を使用しているところが工場事業所 фабричное заведение である、との基準がたてられることになった。しかし、適用は弾力的であり、中央工場鉱山問題審判所は、地方の審判所の請願 ходатайство を審理して、個別の手工業作業所に工場法を適用し、あるいは小さな工場事業所を工場法の適用から除外する決定をなす権能をもっていた。ところで、1898年6月8日付の国税法と関連して、さきの基準の変更が必要となり、中央工場鉱山問題審判所は地方の審判所の諒解のもとに、工場法適用の基準を、原動機のあるなしにかかわらず労働者20人以上の事業所とした。この基準もまた弾力的であり、中央工場鉱山問題審判所は、20人以上規模の事業所であっても法の適用から除外し、あるいは20人未満の事業所であっても法を適用する決定をなしうるものとされた。⁸⁾

基準の変更にとまなう監督下の事業所数、および労働者数の変更が1901年に発生したが、手工業作業所ではあるが監督下に入れられたもの28事業所（労働者1208人）、小工場事業所ゆえに適用を除外されたもの508事業所（労働者5532人）であった。⁹⁾被監督事業所数およびそのもとにある労働者数の行政的変動は、そののちも続いているとみられる。

1903年版の報告集成から、それまで一括して集計されてきていたもののうち、工場監督下にある問屋制企業 раздаточная контора が分離され、別表とされている。さらに1904年版からは、工場監督下にある工場事業所であって、その期間に操業されなかったものについての表と問屋制企業ではなく工場であるが、同時に仕事の一部を下請けに出している事業所についての表とが独立して作成されている。工場監督をのがれようとする工業家の行動への

追求であるのか、工場監督官の監督領域を実質的に縮小しようとする意図のあらわれであるのか、にわかには判断できない。ともあれ、1911年版にいたると問屋制企業についての表は、除外されることになる。

こうした動きと並行して、総論の中に景気変動についての叙述が次第に一定のウェイトを占めるようになっていく。そして、ストライキ統計の整理における、県別を要素としない集計表の発生などとも照応して、1910年版からは、県別の要素を捨象した、産業部門別性別成年未成年別労働者構成表や、産業部門別規模別事業所数および労働者数の表が作成されはじめている。単に個々に配置された工場監督官の業務の監督報告にはとどまりえなくなってきたのであろう。

工場監督官報告集成としていま一つの特徴的なことは、ここに賃銀と労働日に関する直接的なデータが集成されていないことである。賃銀については、罰金との関係で、1886年法実施のために平均年賃銀がチェックされているのみである。労働日については、すでに1897年法によって標準労働日の法定がおこなわれているにもかかわらず、その法の実施のためのデータは与えられていない。この報告書とは別に、もっとも工業の発展した20県について労働日と賃銀の調査が工場監督官によって1894年—1895年に実施され、結果が1896年に公表されているが、こうした調査はその後に系統化されてはいない。わずかに、キエフ工場管区内工場監督官会議の決定による、キエフ工場管区内の所定内・所定外労働時間調査が1900年—1901年に行なわれたこと（3168企業、154, 146人）、1908年のモスクワ県の資料について、モスクワ県第3地区工場監督官であったコジミヌィフ＝ラーニン И. М. Козьминных-Ланин¹⁰⁾が分析結果を公表していること、が目にとまるのみである。そして、長い時を経て1913年に、再度、大規模な労働日調査が行なわれることになる。こうした動きは、専制の主たる関心が、労働契約を整序し、契約の牢固性の原則のもとに社会不安を除去することにむけられ、労働条件そのものへの関心がいまだ副次的であったことを示すものであろう。

1) С. И. Антонова. Статистика фабричной инспекции как источник

- по истории пролетариата. Рабочий класс и рабочее движение в России (1861—1917), Москва, 1966. стр. 325. 拙著『ロシア労働政策史』(恒星社厚生閣), 158頁
- 2) Антонова, указ. соч., стр. 326
 - 3) 拙著では1899年法により工場審査官職は廃されたと記したが、あやまりであったと思われる。拙著が典拠としたヴォヴチークの叙述では、ヴィッテの提案の中に工場審査官職廃止があったことがのべられているが、枢密院がヴィッテらの提案を容れて1899年法を確定したとき、その提案のどこが容れられどこが拒否されたかについて詳しい指摘がない。А. Ф. Вовчик. политика царизма по рабочему вопросу в предреволюционный период, Львов, 1964 стр. 225
 - 4) Антонова, указ. соч., стр. 326
 - 5) Свод отчетов фабричных инспекторов (1900), стр. 1.
 - 6) Антонова, указ. соч., стр. 334
 - 7) Там же, стр. 327
 - 8) Свод (1901), стр. I.
 - 9) Свод (1901), стр. II.
 - 10) Антонова, указ. соч., стр. 330. 拙著, 170頁, 273頁, 275頁

II 1900年—1905年の報告集成に関する初歩的分析

まず、分析を1900年—1905年の報告集成に対象を限ってはじめることにする。いうまでもなく、1905年革命へと進展していった労働者状態、労働政策を、1905年革命の諸影響と一応分離して検討したいからである。

第3表は、工場監督下にあった労働者数とその地域的分布の概要を示している。数も、分布も当該期間については安定している。その中で注目されるのは、モスクワ管区とペテルブルク管区、とりわけモスクワ管区の比重の大きさである。モスクワ管区はうちに7県を含むにすぎないが、労働者数において圧倒的優位を示している。

第3表の数字を吟味する際には次のことに注意しなければならない。すなわち、当該期間にも工場監督の行なわれる地域の拡大がつづいており、チエルノモールスク、チフリス、クタイスクの3県は1902年1月1日から適用地域に入っている。ハリコフ工場管区の労働者数は、そうした変動をうちに含んでいるのである。

第3表 工場監督下にある労働者数の工場管区別* 構成

	1901	1902	1903	1904	1905
ベテルブルグ	317,230	304,212	292,706	297,892	296,824
モ ス ク	593,823	598,615	562,120	567,206	584,595
ボ ボ ル ジ	152,092	155,364	138,433	141,707	139,167
ワ ル シ ャ	253,399	251,297	253,888	253,436	257,553
キ エ フ	190,937	193,998	191,960	193,922	200,896
ハ リ コ フ	204,219	207,237	201,299	208,897	214,288

* ベテルブルグ管区(アルハンゲリスク、ヴィッテプスク、クールリヤンド、リフリヤンド、ノヴゴロド、オロネツ、プスコフ、ベテルブルグ、トヴェーリ、エストリヤンドの10県)、モスクワ管区(ウラジミル、ヴォログダ、コストロマ、モスクワ、リヤザン、スモレンスク、ヤロスラヴリの7県)、ワルシャワ管区(ワルシャワ、ヴィルノ、グロドノ、カリシ、コヴノ、ケレツ、ロムジンスク、リュブリンスク、ベトロコフスク、ブロック、ラドムスク、スヴァリスク、セレツの13県)、キエフ管区(ベッサラビア、ヴォルニヤ、キエフ、ミンスク、モギレフ、ポドリヤ、ポルタワ、タヴリダ、ヘルソン、チェルニゴフの10県)、ポボルジ管区(アルハンゲリスク、ヴァトカ、カザン、ニジェゴロド、オレンブルグ、ペルミ、サマラ、サラトフ、シンビルスク、ウーファの10県)、ハリコフ管区(バクー、バツーム、ヴォロネジ、ドン、エカテリノスラヴ、カルーガ、クルスク、クタイスク、オルロフ、ベンザ、スフムスク、タンボフ、チフリス、トウラ、ハリコフ、チェルノモールスクの16県・地方)

工場監督下にある事業所数および労働者数は、当該年度をつうじて減少している。第4表にみるとおりである。この期間のロシアが不況期でもあったことが考えあわされなくてはならない。ただ、第4表については次の注意が必要である。まず、1902年から1903年にうつるにあたって、問屋制企業 *раздаточная контора* が除外されている。除外されたものは、第5表に別に集計されている。つぎに、小企業が年々監督対象から行政的にはずされて行っている(第4表にみるとおり)ことである。諸企業の生成と消滅の総結果としての事業所数および労働者数の変動は、そのまま反映されてはいない。さらに、第4表についても第5表についても、ある年度の末と翌年度の初頭の数字が、一例をのぞいて一致していないことがある。ここに掲げられた数値があくまでも一つ一つの年度についての報告であって、時系列の変化を厳密に追跡するという目的から派生するはずの正確性が達成されていないのだと考えられる。念のために付言すれば、第4表において、年度初頭から年度末ま

で工場監督下に存在しつづけた各事業所における労働者数の変動は、とくに項目をたてて明らかにされてはいない。

第4表 工場監督下の事業所数・労働者数の変動

	1901	1902	1903	1904	1905
年度初めに監督下にあった					
事業所数	18,279	17,819	16,173	15,375	14,615
労働者数	1,711,700	1,710,773	1,654,153	1,684,334	1,660,693
あらたに監督下に入った					
事業所数	1,031	941	906	772	577
労働者数	37,685	42,198	32,967	24,250	25,193
事業所当り平均労働者数	36.6	44.8	36.4	31.4	43.7
監督対象から除外された					
事業所数	508	1,207	745	710	152
労働者数	5,532	15,401	7,128	9,971	3,533
事業所当り平均労働者数	10.9	12.8	9.6	14.0	23.2
監督下にあつて閉鎖された					
事業所数	1,016	840	682	745	623
労働者数	34,987	83,984	23,339	28,744	21,782
事業所当り平均労働者数	34.4	100.0	34.2	38.6	35.0
年度末に監督下にあった					
事業所数	17,786	16,713	15,652	14,701	14,376
労働者数	1,710,735	1,711,755	1,701,813	1,663,080	1,693,323

* 1903年以降問屋制企業を含まず

以上の点からする限界を考慮するならば、第6表、第7表に示される時系列での変動は若干誇大にされているかも知れない。とはいえ、この両表が、帝政ロシアにおける工業での資本の集積過程を証明していることを疑う必要はないであろう。第8表、第9表は、そうした集積過程を工場管区別に分析してみたものである。どの管区においてもひとしく資本の集積がすすんでいること、および、モスクワ工場管区が、集積の進展度においても、進展のテンポにおいても、とりわけ目だっていること、がみとめられるのである。

こうした資本の集積過程に照応して、工場労働者の性別・成熟度別構成に

第5表 工場監督下の問屋制企業および操業休止事業所

	1903	1904	1905
A 第4表にあって仕事を外部に出している			
(年初)事業所数		415	480
(年末) "		441	443
直備以外の労働者数 (年初)		39,213	45,947
(年末)		39,753	42,801
Aのうちモスクワ管区		170	207
		176	192
		20,667	23,741
		19,172	23,836
Aのうちポボルジ管区		142	148
		148	127
		9,538	12,017
		12,017	9,341
B 問屋制企業			
(年初)事業所数	627	524	445
(年末) "	632	476	424
(年初)労働者数	63,625	49,816	38,216
(年末)労働者数	65,115	43,168	36,557
Bのうちモスクワ管区	501	415	352
	503	380	342
	48,213	35,338	25,392
	49,345	29,961	24,502
C 操業休止事業所数		394	528

第6表 工場監督下にある事業所規模別構成* の変動

	～20人	21人～ 50人	51人～ 100人	101人～ 500人	501人～ 1000人	1001人～	平均 労働者数
1901	39.4	30.9	13.4	12.7	2.3	1.3	96.2
1902	37.5	32.0	13.6	13.1	2.5	1.3	102.4
1903	36.3	32.0	14.4	13.3	2.6	1.5	108.0
1904	36.4	31.3	14.0	13.9	2.7	1.7	113.1
1905	36.7	30.5	14.3	13.8	2.8	1.9	117.8

* 各年度ごとに全体を100とする。

第7表 工場監督下にある労働者、事業所規模別構成

	～20人	21人～ 50人	51人～ 100人	101人～ 500人	501人～ 1000人	1001人～	合 計
1901	75,446	170,816	172,510	495,277	272,014	525,637	1,711,700
1902	68,143	171,938	167,720	497,662	291,460	513,850	1,710,773
1903	63,652	158,602	156,789	463,366	276,486	521,511	1,640,406
1904	63,593	151,785	146,643	465,955	273,791	561,308	1,683,080
1905	62,516	144,180	146,287	450,799	279,946	609,595	1,693,323
1901	4.4	9.9	10.0	28.9	15.8	30.7	100
1902	4.0	10.1	9.8	29.1	17.0	30.0	100
1903	3.9	9.7	9.6	28.2	16.9	31.8	100
1904	3.8	9.1	8.8	28.0	16.5	33.8	100
1905	3.7	8.5	8.6	26.1	16.5	36.0	100

第8表 工場監督下の労働者、工場管区別事業所規模別構成* (1903)

	～20人	21人～ 50人	51人～ 100人	101人～ 500人	501人～ 1000人	1001人～
ペテルブルグ	2.4	7.2	8.7	32.1	16.9	32.7
モスクワ	1.4	5.1	6.4	20.1	16.6	50.4
ワルシャワ	6.2	11.8	11.6	31.8	13.5	25.1
キエフ	9.0	13.0	7.9	37.8	22.2	8.3
ポボルジ	4.6	18.4	15.7	29.0	12.9	19.3
ハリコフ	4.5	14.3	12.7	31.4	19.2	18.0

* 各管区ごとに全体を100とする

第9表 巨大企業への労働者の集積*
(1001人以上規模)

	1901	1902	1903	1904	1905
ペテルブルグ	34.3	33.8	32.7	35.0	36.3
モスクワ	46.1	45.5	50.4	51.7	53.5
ワルシャワ	25.4	23.5	25.1	25.2	27.5
キエフ	7.2	8.5	8.3	8.6	12.4
ポボルジ	18.8	18.8	19.3	23.4	23.6
ハリコフ	17.4	16.3	18.0	23.9	28.3

* 第8表の百分比を年度ごとに比べたもの

一定の変動傾向がみられる。年少者と成年男子の割合の漸減と成年女子の漸増である。第10表における年少者とは、1882年工場法によって規定された12才以上15才未満の被保護労働者であるが、1890年の改正工場法によって例外をみとめられたので、わずかながら12才未満をもふくんでいると思われる。未成年者とは1885年工場法によって成年婦人とともに深夜業に従事することを規制されている15才以上17才未満の労働者である。さらにこの表について注意すべきは、日露戦争への成年男子の動員が、成年男子労働者の比重を上げているかもしれないこと、および問屋制企業や工場監督の適用除外されてゆく小企業において、何らかの特徴ある性・成熟度別労働者構成がみられるかも知れないことへの留保である。

第10表 工場監督下の労働者、性別、成熟度別* 構成

	年少者 男	年少者 女	未成年者 男	未成年者 女	成年 男	成年 女	合計
1901	20,308	13,738	90,435	55,742	1,127,261	383,872	1,691,356
1902	18,641	12,569	91,214	58,457	1,111,717	399,388	1,691,986
1903	16,520	11,842	97,668	61,448	1,113,176	389,842	1,690,478
1904	15,174	9,713	93,992	57,966	1,095,387	390,848	1,663,080
1905	14,655	9,440	93,434	58,398	1,104,520	412,876	1,693,323
1901	1.2	0.8	5.3	3.3	66.7	22.7	100
1902	1.1	0.7	5.4	3.5	65.7	23.6	100
1903	1.0	0.7	5.8	3.6	65.9	23.0	100
1904	0.9	0.6	5.6	3.5	65.9	23.5	100
1905	0.8	0.6	5.5	3.5	65.2	24.4	100

* 年少者——12才以上15才未満
 未成年者——15才以上17才未満
 成年——17才以上

工場監督官の監督対象の中には、蒸気機関があった。彼らはその安全を点検し、新設改廃を点検し、自分たちの財政のためにそこから課徴金 *сбор* をとった。ただし、蒸気機関のうち鉱山業のものと、鉄道その他のうち交通通信省の監督下にあるものは別扱いで、のこる工場・製造所、交通通信省の管轄に入らない市内・市外の小鉄道、住宅や私的な建造物の中のたとえば浴場、

その他政府機関の建物の中にあるもの若干などが対象であつた。¹⁾とはいへ注目すべきは、第11表にみられるように、農業用のそれも対象の中に入れられていたことである。監督対象の蒸気機関は、工場ではもちろんであるが、それ以上に農業で増えている。これと照応することであるが、1904年にはスタヴローポリ県およびクバン地方が工場監督下にくり入れられるが、労資関係法は適用されず、ただ蒸気機関のみが監督された。

第11表 工場監督下にある蒸気機関数

	工 場	そ の 他	農 業	合 計
1900 年 末	23,959	3,803	12,075	38,837
1901 年 末	25,216	3,426	12,898	41,540
1902 年 末	26,626	3,939	15,876	46,441
1903 年 末	27,579	4,308	17,287	49,174
1904 年 末	28,385	4,358	18,640	51,383
1905 年 末	28,701	4,495	19,432	52,628
1903年末管区別				
ベテルブルグ	4,573	1,172	2,305	8,050
モ ス ク ワ	5,048	1,052	158	6,258
ワ ル シ ャ ワ	4,157	394	1,052	5,603
キ エ フ	5,575	644	6,820	13,039
ポ ボ ル ジ	2,726	391	1,268	4,385
ハ リ コ フ	5,500	655	5,684	11,839

第11表については、それが馬力数の統計ではないので、資本の集積度を示すに難点があること、および蒸気機関数を管区別にみたとき、とりわけ農業用のそれについて顕著な地域別の特徴を示していること、が注目すべきである。資本の集積度との関係においては第12表が示唆的である。課徴金の算定基準についての情報を筆者は現在もたないので、確定的なことはいえないが、第12表を第11表と比較してみたとき、農業用蒸気機関の比率の大きいキエフ、ハリコフ両管区では平均課徴金額が低く、繊維工業の発達していたモスクワ、ワルシャワ両管区では平均課徴金額が高くあらわれている。

さて、こうした監督対象に対するに、工場監督制度の一般的関係はどうで

第12表 蒸気機関への課徴金

1903 年 末	算定された課徴 金額(ルーブリ)	蒸 気 機 関 数	1 機 関 当 り 課徴金(ルーブリ)
ペテルブルグ	185,482	8,050	23.04
モ ス ク ワ	247,498	6,258	39.54
ワ ル シ ャ ワ	176,150	5,603	31.43
キ エ フ	243,337	13,039	18.66
ボ ボ ル ジ	94,295	4,385	21.50
ハ リ コ フ	208,282	11,839	17.59

あったか。第13表はその最も外面的な諸指標である。工場監督地区 *участок* は県をいくつかに細分したもので、帝政ロシアの行政区画の郡 *уезд* あるいは大都市の区や街区をいくつかつづ含んでおり、1名の地区工場監督官の責任領域とされている。各工場地区は、工業事業所を大凡15～200、蒸気機をこれも大凡15～500かかえており、内容は区々である。ときおり、地区工場監督官が一時的に空席となっているところが出ている。工場監督官には地区工場監督官の他に、これと兼任していない県主任工場監督官(どこか一つの地区監督官を兼任している県主任監督官も多い)、管区工場監督官、および管区監督官直属の監督官、および若干の工場監督官見習いがいた。

工場監督官の勤勉度は、もっとも一般的には、工業事業所に対する臨検 *посещение* の頻度によって監査されている。ところが、臨検をうけた事業所の数は、1901年以降、一貫して低下しつづけている。零細企業を監督対象から外すことによって、監督下にある事業所のうちで臨検をうけたものの比率は、むしろ1901年—1903年に次第に高まるが、これもまた1903年以降は低下している。すでに1902年版報告集成は、工場監督官1人当りの年間臨検数が1901年の134回から1902年の128回に減少したことをみとめていた²⁾し、1903年版報告集成はこの指標がまた134回に回復したことを指摘したが³⁾、1904年版報告集成は再びこの指標が112回に減少したことをみとめ、その理由を1903年⁴⁾労災補償法の業務によるものとし、1905年版報告集成も、この指標が124回に増したものの⁵⁾、臨検事業所数の減少を同じように1903年労災補償法に求めている。そうした理由がどこまで正しいものであるかどうか、それ自身検

討を要するが、ともあれ監督官たちの勤勉度の低下を主たる理由とみることはできないであろう。

第13表 工場監督官の配置と臨検事業所数

	工場監督地区 数	地区工場監督 官数	監督下の事業 所数 A	臨検をう けた事業 所数 B	B/A (%)	非監督事 業所への 臨検	監督下の 労働者数 C	臨検をう けた事業 所の労働 者数 D	D/C (%)
1900年初		203							
1900年末	215	213	17,977	9,120	50.7	?	1,686,177	1,285,386	76.2
1901年初		205							
1901年末	224	214	18,279	12,813	70.0	2,173	1,711,700	1,454,978	85.0
1902年初		225							
1902年末	231	221	17,819	12,782	71.7	2,773	1,710,773	1,548,639	90.5
1903年初		218							
1903年末	228	224	16,800	12,526	74.6	2,860	1,717,778	1,566,591	91.2
1904年初		228							
1904年末	233	225	15,899	11,340	73.8	3,255	1,773,516	1,524,923	86.0
1905年初		226							
1905年末	231	223	15,060	10,561	70.1	2,025	1,729,885	?	?

* A, B, C, D項の数字には工場監督下にある問屋制企業のそれが含まれている。

**1900年の臨検数は下半期のみ

なぜならば、つづいて第14表に眼をうつすと、そこには1回の臨検であると放置するわけにゆかない事業所が傾向的に増大している様子がうかがわれるからである。何回も臨検せねばならないということは、各回の臨検時における業務量の増大をも伴っているであろう。それが単に工場監督官に委任されている責任の形式的範囲がひろがったためか、あるいは帝政ロシアにおける労資関係そのものが工場監督官たちにとって本質的に困難なものになりつつあったためなのか、ここではまだ判定できない。第15表にみられる工場監督官の臨検の主たる理由別構成が年次的変化において把握されると面白いのだが、残念ながらこの表は1900年版報告集成にしかない。

第15表・第16表は、ともに1900年版報告集成のみに求められるものであるが、世紀交替期の帝政ロシア工場監督制度の一般的特徴を表現するものとして興味深い。まず第16表の方からみてゆくと、最前線にある地区工場監督官

第14表 工場監督官による臨検数

	臨検をうけた工場監督下の事業所数			総 臨 検 数	被臨検事業所の平均（回）
	1 回 臨 検 されたもの	2 回 臨 検 されたもの	3 回以上臨検されたもの		
1900	5,845	1,927	1,348	15,768	1.7
1901	6,558	3,014	3,241	28,730	2.2
1902	6,623	2,969	3,178	29,009(315)	2.3
1903	6,476	2,748	3,303	29,111(290)	2.3
1904	6,053	2,378	2,911	25,586(223)	2.3
1905	5,429	2,103	3,029	28,129	2.7

* 工場監督下でないものへの臨検数は含まない。

**カッコ内は夜間臨検数。

第15表 工場監督官の臨検、主たる理由別構成（1900年後半）

臨検の最も直接的な理由	一般的	陳情の	労働災害	ストライキおよび暴動	技術的	蒸気機関	統計
	観察	審理	の審問	騷動	監督	検査封印	その他情報収集
ベテルブルグ	1,335	929	548	70	205	974	—
モスクワ	1,852	668	362	38	89	754	25
ワルシャワ	938	759	449	72	172	995	57
キエフ	1,287	375	164	14	27	792	57
ポボルジ	964	235	69	22	30	324	—
ハリコフ	1,262	418	155	11	45	585	—
合 計	7,638	3,381	1,747	227	568	4,424	139

第16表 工場監督官業務の命令系統別構成（1900年後半）

	工業部の命令	管区工場監督官の命令	県主任工場監督官の命令	県知事の命令	裁判所からの任命	法廷での審問への喚	国立銀行からの貸出し業務	それ以外の場合	合 計
ベテルブルグ	22	2	299	83	140	37	4	27	614
モスクワ	16	12	73	37	115	64	—	37	354
ワルシャワ	—	—	114	55	83	47	4	47	350
キエフ	—	—	59	23	49	34	—	1	166
ポボルジ	3	2	10	8	43	27	—	—	93
ハリコフ	19	19	60	24	64	41	3	1	231
合 計	60	35	615	230	494	250	11	113	1,808

にとっては、彼らの活動の統轄権をめぐって大蔵省と内務省が争っているわけだが、⁶⁾ 県主任工場監督官が実質的にも上司である。ただし、直接に県知事から出される命令は少ないとはいえ、もし県主任工場監督官が直接に県知事の配下に属することになると、事情は一変せざるを得ないであろう。つぎに、裁判所から任命されて行なう業務が3分の1近くを占めていることも注目に値する。帝政ロシアの工場監督官は、1886年工場法（労資関係法）の成立とともに、工場主に対して労働者を庇護する護民官ではなく、労資の間に立つて社会の安寧・秩序を求める労働調停官のごときものとなったが、それがここにあらわれているとみられるからである。

第15表にもどると、1900年度についてみると、工場監督官たちは、大部分の臨検において一般的観察という巡回を行なっているものとみられる。つづいて多いのが蒸気機関の検査であり、つぎに陳情の審理である。労働災害の審問はかなりのウェイトを占めるが、労働者のストライキや騒動に関連した臨検は少ない。地区工場監督官1人につき年間1回のわりである。とはいえ、こうした理由別構成は、工場管区ごとにみると多少の偏差がみとめられる。ペテルブルグおよびワルシャワ両管区においては、モスクワ管区におけるのと比較すると、一般的観察に対するストライキおよび騒動に関するもの、労働災害の審問に関するものの比重大きく、陳情の審理に関するものも多い。それだけ、労資の対立がするどくなっているものと推定される。

1886年工場法制下における工場監督官の主要任務の一つに、工場内の諸制度を規定する諸文書（就業規則、出来高賃率表、罰金額表など）を個々に検討し、これを認可し、その合法的なるゆえんと、便宜的に、あるいは労働者に内緒でこっそり変更したりせぬよう証明する、という仕事があった。第17表と第18表とは、そうした活動の状態を示している。1901年についてみると、総計は23,907件となり、地区工場監督官数は214名であるから、1人につき年間100件強の認可・証明が行われていたことになる。

諸文書の種別による構成は、年次的にみてさしたる変化のないことがわかる。ただし、就業規則の認可と、これへの追加あるいは付則の認可とが、

第17表 工場監督官による諸文書の認可 I

1900年後半	工場監督官によって認可、証明、許可された件数					
	就業規則	賃金控除金額表	賃率	賄料	追加告示	罰金基金からの扶助
ベテルブルグ	211	207	570	346	887	8,181
モスクワ	479	226	1,893	3,829	576	4,394
ワルシャワ	174	101	491	61	497	2,027
キエフ	337	196	126	80	161	512
ポボルジ	375	212	163	248	36	523
ハリコフ	202	70	308	407	212	617
計	1,778	1,012	3,551	4,971	2,369	16,254

第18表 工場監督官による諸文書の認可 II

	工場監督官によって認可・証明された件数									
	就業規則	左への付則	賃金控除表	左への付則	労働者の賃金支給に掛るもの	左への付則	時間外労働則	左への付則	出表規程高よび率課	左への付則
1901	3,429	1,600	1,737	58	8,336	293	1,237	19	6,110	1,088
1902	3,184	1,761	1,999	58	8,398	318	1,581	60	5,696	1,597
1903	3,595	1,833	2,042	47	8,327	294	1,774	19	6,079	1,517
1904	3,035	2,842	1,548	70	8,026	329	965	18	5,446	1,514
(1903年について)										
ベテルブルグ	449	293	383	9	669	34	173	12	891	67
モスクワ	756	649	423	27	5,997	193	1,046	—	2,742	1,228
ワルシャワ	662	517	274	—	87	3	170	3	890	158
キエフ	871	142	502	6	238	1	166	—	320	23
ポボルジ	395	111	185	—	776	8	153	—	559	31
ハリコフ	462	121	275	5	563	55	66	4	677	10

1904年において量的に接近していることが注目される。この年度のそうした特徴に寄与しているのはワルシャワ管区のうごきであり、そこでは追加あるいは付則の認可の方が新就業規則の認可よりも量的に上まわっており、とりわけペトロコフスカヤ県においては202件に対するに818件と、圧倒的である。何らか特別の事情の発生と関連づけて理解さるべきものと思われる。次

に諸文書の種別構成を工場管区ごとにわけてみると、第17表にも第18表にも共通するきわだった特徴がみつめられる。すなわちモスクワ工場管区は出来高賃率表の認可件数および賄料あるいは労働者に掛売りで支給する物品等の価格表の認可件数がきわだって大きいことである。モスクワ工場管区が、出来高賃率の普及をともなった紡績織布業を擁しつつ、他方ではそこにおける巨大企業群が工場寄宿舎、工場売店を重視する家父長制的な労務管理を他との比較をゆるさぬくらいに発展させていたことを、これらの表は示しているのである。なお、第18表には1903年についてのみ工場管区別構成を示したが、その他の年次についても上述の傾向はほぼ同一である。

工場および蒸気機関を臨検した工場監督官たちは、そこにおけるロシア工場法の実施状態を点検し、工場支配人による法違反を摘発することになる。違反がないかどうか点検される項目のリストは第19表のごとくである。ロシア工場法における慈恵的性格の残存をみてとれるであろう。摘発された工場支配人の法違反の動向は第20表に示されている。他の表におけると同じく、1900年についての数字は下半期のものである。また第19表に示したように、1900年版は1901—1903年版と各項目につけられた番号がちがうので、組みなおしたが、うまくあてはまらないので残したものもある。ともあれ、そうしてみると、摘発件数は1900年から1903年までほぼ安定している。1904年については第19表の7、10、11、14、67、項が特別扱いになり、合計および各分類項目から除去されている。理由は、これらは被害者が直接に司直に訴え出るべきものだからというのである。それらは総計で3,888件、7、10、11、14項に当るものが2,005件、67項にあたるものが1,850件、その他33件となっている。したがって、1904年の数値を1903年のそれと比較するときには、合計には3,888プラスしなければならない。また、1905年のそれと比較するときには、そのままの数値を利用しなくてはならない。そうすると、摘発された違反件数は1904年にやや減少し、1905年には大幅に減少したということになる。ところで、1905年における違反件数の低下について、1905年版報告集成は、1905年のストライキによる無数の、多かれ少かれ継続的な操業停止が、

違反数低下に一役かっていることは疑えない、としている。とりわけ低下のいちぢるしいのはハリコフ管区、ペテルブルグ管区であるが、その他の管区でもやはり激しく低下している(1904年に対してハリコフ管区56.2%減、モスクワ管区38.9%減)。この指摘ももちろん蓋然性の高いものではあるが、その他にも次の二点が考慮さるべきであろう。すなわち、第1に、違反摘発は工場監督官の臨検数との関係では正の相関を示すはずであり、したがって摘発違反数の低下は臨検数の低下の結果をも示しているのではないかということであり、第2に、大衆的ストライキの発生は、労働者の側からする大量の法違反であり、工場監督官の注意は当然そちらへかたむかざるをえなかったのではないかということである。

第19表 工場支配人の各種法違反一覧

I 賃金支払手帳規則違反

1. 形式を認可された賃金支払手帳不支給 (36)
2. 賃金支払手帳への賃金に関する不正確な記帳 (37)
3. 賃金支払手帳への契約条件に関する不正確な記帳 (38)
4. 賃金支払手帳の法にみとめられる期間を超える留置 (40)

II 賃金規則違反

5. 契約期間終了以前の、期間の定めなき雇傭については予告期間なしの賃金引下げ (4)
6. 労働時間短縮による賃金引下げ (ナシ)
7. 賃金遅欠配 (3)(5)
8. クーポンによる支払い (6)
9. 書付や物品による支払い (7)
10. 契約と一致しない食糧 (ナシ)
11. 労働者住居に関する契約不履行 (ナシ)
12. 医療給付の代価取立て (8)
13. 職場の照明料、用具の使用料取立て (9)
14. 法に許されていない、または許された額以上の賃金控除 (10)(12)

III 罰金および罰金基金の保管・支出規則違反

15. 表に予定されていない理由による罰金賦課 (13)
16. 表に規定された額以上の罰金賦課 (14)
17. 徴集された罰金を基金に繰入れず (15)

18. その他の賃金控除規則違反 (16)
19. 罰金基金保管支出規則のその他の違反 (ナシ)
- Ⅳ 労働時間の長さ・配分規則違反
 20. 非義務的時間外労働の強制 (17)
 21. 時間外労働を記帳せず、また監督官に通知せず (18)
 22. 時間外労働の不正確な記帳、また監督官への時期を失した通知 (19)
 23. 労働時間の長さ・配分規則のその他の違反 (20)
- Ⅴ 年少者・未成年者・婦人労働規則違反
 24. 12才未満の年少者の労働許容 (21)
 25. 12才以上15才未満のものを禁止されている作業に従事させる (22)
 26. 12才以上15才未満のものを法で定められた時間をこえて就業させる (23)
 27. 婦人および未成年者を、法により深夜業が禁止されている部門で夜間就業させる (24)
- Ⅵ 監督目的のために確定された形式違反
 - A. 認可・証明を要する文書の支配人による工場監督官への不提出
 28. 就業規則を認可のために提出せず (26)
 29. 罰金表を認可のために提出せず (27)
 30. 工場売店での価格表を認可のために提出せず (28)
 31. 部屋代、入浴料、食堂の代価などを認可のために提出せず (29)
 32. 出来高賃率表および課業規則を認可のために提出せず (30)
 - B. 記帳および文書保管の規則違反
 33. 労働者の勘定の不記帳 (42)
 34. 同上の不正確な記帳 (48)
 35. 労働者名簿の不記帳 (43)
 36. 同上の不正確な記帳 (49)
 37. 年少労働者登録の不記帳 (45)
 38. 同上の不正確な記帳 (51)
 39. 労働災害登録の不記帳 (46)
 40. 同上の不正確な記帳 (52)
 41. 賃金除除および罰金基金収支登録の不記帳 (44)
 42. 同上の不正確な記帳 (50)
 43. 工場監督官の注意登録帳簿欠如 (47)
 44. 年少者および未成年者の年令についての戸籍抄本の欠如 (64)
 - B. 表・告示その他を労働者に周知させるための掲示に関する規則違反
 45. 就業規則掲示せず (31)
 46. 出来高賃率を掲示せず (66)

- 47. 罰金表を掲示せず (32)
- 48. 工場売店で価格表示せず (33)
- 49. 部屋代・入浴料・食堂の代価の掲示せず (34)
- 50. 年少者労働規則掲示せず (65)
- 51. 義務的規程掲示せず (67)
- 52. 工場監督官の面会日と連絡先を掲示せず (54)
- 53. 代理者についての告示を掲示せず (ナン)
- VII 安全・衛生・風紀の規則および規程違反
 - 54. 医療扶助に関する義務的規程違反 (55)
 - 55. 安全・衛生に関する義務的規程違反 (56)
 - 56. 風紀に関する義務的規程違反 (57)
 - 57. 作業に予防手段をとらず、刑法第129条により罰せられるもの (70)
 - 58. 作業に予防手段をとらず、刑法第1468条により罰せられるもの (71)
- VIII 掛売り（工場売店）規則違反
 - 59. 許可なしに工場に売店を開設 (35)
 - 60. 一覧表にない食品や物品を労働者に提供し、また認可をうけた価格とちがった価格で労働者に提供する (11)(69)
- IX 蒸気機関規則違反
 - 61. 蒸気機関の設置に関する規則違反で刑法第118—2条で処罰されるもの (58)
 - 62. 同上で刑法第989—2条で処罰されるもの (59)
 - 63. 蒸気機関の使用に関する規則違反で刑法第118—2条で処罰されるもの (60)
 - 64. 同上で刑法第989—2条で処罰されるもの (61)
 - 65. 蒸気機関の保全・点検に関する規則違反で、刑法第118—2条で処罰されるもの (62)
 - 66. 同上で刑法第989—2条で処罰されるもの (63)
- X 上の区分に入らぬその他の違反
 - 67. 契約期間終了前に、期間の定めなき雇傭にあっては予告期間なしに労働者を不正に解雇 (2)
 - 68. 支配人任命に関する規則違反 (25)
 - 69. 種々の情報、資料の欠陥 (68)
 - 70. 工場監督官の職務執行への非協力 (ナン)
 - 71. 特に列挙されていない法および工場監督官の要求の不履行 (ナン)
 - 72. 正確な時計を設置せず (53)
 - 73. その他の違反 (72)

（註）番号および分類は1901年報告集成による。各項末尾のカッコ内の数字は1900年版による番号。なお1900年版には上掲の他に次の項があった。

（1）労働者の旅券の留置き、（39）その他賃金支払手帳規則違反、（41）労働者から賃金支払手帳をとり上げたかわりに渡すべき特別許可証の不支給、（69）労働者の食糧や売店の物品についての不満足な状態。

第20表 摘発された工場支配人の法違反動向

	1900	1901	1902	1903	**1904	1905
I 賃金支払手帳規則違反件数	2,691	5,035	4,993	5,108	4,616	2,496
うち調書にとられたもの	275	425	396	479	403	190
II 賃金規則違反件数	1,280	2,260	2,253	2,269	621	894
うち調書にとられたもの	38	61	91	63	36	22
III 罰金規則違反件数	305	558	561	447	377	267
うち調書にとられたもの	38	37	23	22	12	13
IV 労働時間の長さ配分規則違反件数	1,076	1,768	1,914	1,688	1,523	946
うち調書にとられたもの	34	53	75	78	76	49
V 年少者・未成年者・婦人労働規則違反	236	369	331	329	220	153
うち調書にとられたもの	25	49	37	33	25	21
VI 監督目的のために確定された形式違反	6,721	11,487	12,185	11,471	9,967	4,740
うち調書にとられたもの	446	633	658	755	616	267
VII 安全衛生風紀規則違反	1,855	2,712	2,424	2,349	2,097	1,310
うち調書にとられたもの	80	213	207	212	192	107
VIII 掛売り(工場売店)規則違反	60	100	109	77	65	80
うち調書にとられたもの	6	7	10	15	11	20
X 上の区分に入らぬ違反	1,903	3,652	3,838	3,701	2,031	1,747
うち調書にとられたもの	112	84	106	103	87	47
違反件数小計	* 16,528	27,941	28,606	27,439	21,517	12,633
うち調書にとられたもの		1,562	1,603	1,760	1,458	736
IX 蒸気機関規則違反	1,706	3,497	4,030	3,907	4,316	2,265
合 計	18,234	31,438	32,638	31,346	25,833	14,898

* いずれにも内別けしていないものを若干含む。

**本文中の説明参照。

工場支配人の法違反の内容についてより立ち入って考察するために1903年について第21表を作成した。各種の違反の中で、監督目的のために確定された形式の違反がもっとも件数の多いことがわかる。これは他の年次についても同じである。(件数の数え方については、1901年版報告集成が西ヨーロッパにおけるそれとのちがいを指摘している。すなわち、1人の工場支配人が20人の年少者を法に禁止されている時間就業させたとする、ロシアにおいては1件と数えられ、西ヨーロッパにおいては20件と数えられる⁹⁾)。1901年版報告集成は形式的違反の比率は個々に検討するともっと高まるとのべ、1902年版報告集成はこの考え方をひきついで、第21表のⅥ項を含む形式的違反と、その他の直接に労働者保護の性格をもつものとにわけると、前者が多いし、形式的違反は小企業に多いとのべ¹¹⁾、1903年版報告集成もその見解を維持している¹²⁾。

第21表 工場支配人の法違反種類別構成

1903年	各種違反の全体の中 に占める割合 (%)	各種違反の中で調査 をとられたものの割合 (%)
I 賃金支払手帳規則違反	18.6	9.4
II 賃金規則違反	8.3	2.8
III 罰金規則違反	1.6	4.9
IV 労働時間規則違反	6.1	4.6
V 年少者・未成年者・婦人労働規則違反	1.2	10.0
VI 監督目的のために確定された形式違反	41.8	6.6
VII 安全・衛生・風紀規則違反	8.6	9.0
VIII 掛売り(工場売店)規則違反	0.3	14.5
X 上の区分に入らぬ違反	13.5	2.8
	100	6.4
IX 蒸気機関規則違反		2.9

だが、それは、労働者保護的な条項に対する違反が実際に少なかったことを証しているものではない。すでに1900年版報告集成がのべているように、工場支配人に、監督目的のため確定された形式を遵守させることは、それなしには工場諸法を実施することが「はなはだしく困難であり、しばしば卒直に言って不可能でもある」¹³⁾ほどに大切であり、それゆえにこそ工場監督官たち

の努力はとりわけその点で工場支配人を強制することにむけられたであろうからである。工場監督官たちの臨検の機縁は、第15表にみたように、主として一般的観察であった。その場合には、とりわけ形式の遵守状態が点検されたであろう。労働者の陳情（不平訴え）や労働災害があると、その場合にはいやでも労働保護の性格をもつ条項の点検をせまられたであろう。1905年版報告集成は、1905年に賃金規則違反件数が1904年に比して比率でも絶対数でも増加したことに注目し、それが、労働者の陳情において賃金の不正確な支給や賃金遅配を理由とするものが増加したとと照応している、と指摘している。¹⁴⁾

工場支配人の法違反の工場管区別構成を第22表にみると、形式的な違反はたしかに小企業の多いワルシャワおよびキエフ管区に著じるしい。賃金支払

第22表 工場支配人の法違反工場管区別構成 I

1903	ペテルブルグ	モスクワ	ワルシャワ	キエフ	ポボルジ	ハリコフ
I 賃金支払手帳規則違反	641	609	1,087	1,229	688	854
II 賃金規則違反	375	311	499	502	361	221
III 罰金規則違反	83	77	69	97	62	59
IV 労働時間規則違反	224	283	193	457	290	241
V 年少者・未成年者・婦人労働規則違反	61	43	46	95	31	53
VI 監督目的のために確定された形式違反	1,282	1,382	2,278	3,028	1,522	1,979
VII 安全衛生風紀規則違反	164	590	500	703	149	243
VIII 掛売り(工場売店)規則違反	18	20	—	9	21	9
IX 蒸気機関規則違反	396	226	328	955	305	1,697
X その他の違反	679	589	778	778	412	465
計	3,923	4,130	5,778	7,853	3,841	5,821
参考データ(1903)						
工場監督下にある事業所数	2,368	2,858	3,463	2,983	2,048	2,453
うち労働者20人未満のものの割合(A)	32.7%	23.0%	46.1%	50.7%	30.9%	28.9%
同 50人未満のものの割合(B) [(A)を含む]	60.2%	53.7%	75.1%	79.0%	72.2%	67.9%

第23表 工場支配人の法違反工場管区別構成 Ⅱ

1903年	ペテルブルグ	モスクワ	ワルシャワ	キエフ	ポボルジ	ハリコフ
5. 契約期間終了以前の、あるいは予告期間なしの賃金引下げ	60	34	77	58	43	19
6. 労働時間短縮による賃金引下げ	21	24	87	48	7	45
7. 賃金遅欠配	214	155	246	263	217	88
67. 契約期間終了以前のあるいは予告期間なしの解雇	239	146	420	324	181	124
20. 時間外労働強制	31	22	31	49	24	18
26. 12才以上15才未満のものを法で定められた以上働かせる	53	31	28	69	18	39
27. 婦人未成年者の深夜業	—	4	4	1	3	2
68. 支配人任命に関する規則違反	48	29	32	110	37	32
72. 正確な時計を設置せず	34	42	17	67	14	41
15. 表に予定されていない理由による罰金賦課	15	19	25	20	26	16
60. 一覧表にない食品や物品を労働者に提供し、また認可価格に相違して提供する。	13	15	0	4	14	4
4. 賃金支払手帳の留置	67	32	50	100	28	51
①. 労働者の旅券の留置	51	75	34	50	17	96

①のみは1900年の数値

手帳規則の違反も同じである。より立ちいった個々の項目について第23表をみると、工場法遵守の責任主体をはっきりさせるためのものと想定される支配人任命に関する規則への違反も、キエフ管区において著じるしい。また、第22表は、蒸気機関に関する規則違反が、農業用蒸気機関を多数擁しているハリコフ管区とキエフ管区に著じるしいことを示している。1903年度について工場管区別に、蒸気機関規則に対する違反を除いた、それ以外の全違反件数を臨検をうけた事業所数で除して百分比を出すと、キエフ管区291.7、ワルシャワ管区235.1、ポボルジ管区232.3、ハリコフ管区207.3、ペテルブルグ管区183.1、モスクワ管区163.7という値が得られる。この数値の大きさは、点検される項目が70を超えているといった面からも規定されているであ

ろうが、点検項目の内容が農奴制遺制からくる慈恵的で繁雑なものであることにも規定されているであろう。。しかもなお、資本の集積度の高いモスクワ管区とペテルブルグ管区で相対的に低い数値が出ていることは、帝政ロシアの工場法もまた資本の集積過程に即応し、その過程を推進する効果をもつものであったことを示している。

帝政ロシアの労働政策の出発点にあつては、農奴制と賃労働とを両立させるための手段として、旅券制度が大きな位置を占めていた。工場主による労働者の旅券の留置は、労働者の自由を束縛するのみか、その労働者の主人たる農奴主の権利を侵害するすのとして重視された。1900年版報告集成は、そうした系譜の中で、工場支配人の法違反の筆頭にそれを書き出していた。ところが、1901年版以降、この項目は消えている。類似の項目としての賃金支払手帳の留置は以後も書き出されており、1903年のキエフ管区ではこれが100件に達している。とはいえ、契約期間終了以前の、あるいは期間の定めなき雇傭にあつては予告期間なしの、解雇という法違反の方が、いずれの工場管区においてもはるかに多数を占めているのである。工場主たちは、契約の牢固性の原則を利用して労働者を自分のもとにしばるよりは、自由な労働市場を利用しつつ好きなときに労働者を排出する方を重視しはじめてるように思われる。

摘発された違反の一部は調書にとられることになる。ところが、全違反の中で調書にとられるものの比率は非常に低い。蒸気機関規則違反についてみると、それは1903年度に2.9%にすぎず、それ以外の違反についてみても全体で6.4%にすぎない。蒸気機関規則の違反は、いずれも刑法で処罰が予定されているものなのである。第19表の第57項および第58項にある災害予防手段不採用という違反も、やはり刑法で処罰が予定されている。ところが、この両項目での違反も、一方でアルハンゲリスク県(18件)、ポルタワ県(8件)では全部が調書にとられているのに、ペテルブルグ県(20件)、トゥラ県(20件)では調書にとられたもの全くなく、モスクワ県では29件のうち7件のみが調書にとられたにすぎない。工場監督官たちは70以上の項目について詳細

に点検しながらも、摘発された違反のほとんどすべてを「悪意のないもの」とまとめ単に注意 *замечание* を与えるにとどめているのである。ブルジョアジーとの協調をこそ政策の主要目標としている大蔵省の性格がここにあらわれているというべきであろう。

法違反件数に対する調書にとられた件数の比率が、違反の種類によって多少ことなる点もつづいて注目すべきである。それが、法を実施するさいの力点のおきかたのちがいを示しているからである。工場売店の規則違反と年少者・未成年者・婦人労働規則違反が、件数としてはわずかであるが調書にとられたものの比率は高くなっている。

違反件数に対する調書にとられた件数の比率の小さいことについて、1902年版報告集成が触れている。それによると、当時の法や規則は、工場支配人たちを十分に説諭し、警告し、注意を記帳してやり、その上で極端な事例についてのみ責任を追及するというものであったし、また、それらの規則の中には、工場支配人たちに何の責任をも負わせていないものや、被害をうけた労働者本人は訴訟できるが、工場監督官には何ら責任追及権のないものがあった、ということである。¹⁵⁾ それにしても、調書にとられた事件のすべてが実際に司法機関や審判所に送致されているわけではない。第24表と第20表とを照合するとわかることであるが、たとえば1903年には蒸気機関に関するものを入れなくても、法違反件数は1760をかぞえるが、実際に司法機関や審判所に送致されているものはこの年度に968件である。さきにも触れたように、第20表の1904年についての数字には、被害労働者が直接に訴えるより道のない種類の違反件数は控除されている。しかしながら、その1458件に対して、しかるべき機関に送致された1904年度の件数は833にとどまるのである。さらに、第24表にみるように、しかるべき機関に送致されたとはいっても、その3分の2近くは工場問題審判所に送致されている。工場問題審判所が下す決定は行政処分であり、工場主に対する100 руб以下の罰金である。また、単に処分が軽いといっただけのことではない。もともと工場問題審判所は、工場監督官の上部におかれ、県知事の強い影響のもとに、大蔵省系列の工場

第24表 調査にとられた工場支配人の法違反の処遇

	前年よりのくりこし件数	その年度に発生した件数			決定のあったもの	翌年へのくりこし件数
		審判所送	一般司法機関送致	合計		
1900後半	?	379	168	547	?	?
1901	41	550	370	920	801	160
1902	149	583	334	917	861	205
1903	206	602	366	968	947	227
1904	226	570	263	833	866	193
1905	?	368	173	541	?	?
(1903)						
ベテルブルグ	18	77	52	129	123	24
モスクワ	24	117	58	175	165	34
ワルシャワ	65	154	87	241	230	76
キエフ	42	112	107	219	220	41
ポボルジ	31	95	18	113	125	19
ハリコフ	26	47	44	91	84	33

監督官のうごきを内務省的にしばるものとして1886年工場法の中にあられるのであるが、1894年の改正によって都市やゼムストヴオの参事会頭はその構成員から更迭され、2名の工場主代表を加えたものになっていた。もちろん労働者代表は入っていない。そこでの決定にはブルジョアジーの意向がよく反映するであろう。

一般に工場監督制度がいかに効果的に作用しえたかどうかを最終的に判定するための指標の一つに、労働災害の発生度をおくことができるであろう。それは直接的な労働力破壊であって、労働力保全の達成のためには何をにおいても減少させなければならないものである。帝政ロシアの工場監督制度のもとでは、労働災害が発生すると工場監督官によって審問 *разследование* が行われなる。第25表は工場監督官に申告された労働災害件数と工場監督官によって審問された件数を示している。まず、労働災害件数が急増しているのが注目される。おそらくこれは、1903年労働者災害補償法の成立と実施にともなう、労働災害の顕在化現象をも含むものであろうが、年間労働日が減少したはずの1905年の数字まで前年を上まわっているのをみると、この数字の

第25表 労 働 災 害

	申告された労働災害件数				工場監督官によって審問され た労働災害件数			
	死亡の転 帰をとつ たもの	重大な損 傷をのこ したもの	その他	合 計	死亡の転 帰をとつ たもの	重大な損 傷をのこ したもの	その他	合 計
1901	1,416		25,719	27,135	1,112		4,182	5,294
1902	1,221		28,128	29,349	1,059		4,249	5,308
1903	1,623		33,515	35,138	1,232		4,634	5,866
1904	395	2,204	67,098	69,697	344	1,620	5,604	7,568
1905	337	71,008		71,345	289	6,329		6,618
(1904)								
ペテルブルグ	67	593	18,744	19,404	53	421	537	1,011
モ ス ク ワ	61	457	12,169	12,687	59	409	2,008	2,476
ワ ル シ ャ ワ	61	222	9,884	10,167	54	193	1,738	1,985
キ エ フ	70	255	4,445	4,770	65	194	476	735
ボ ボ ル ジ	54	360	6,386	6,880	44	191	352	587
ハ リ コ フ	82	317	15,470	15,869	69	212	493	774

奥にある労働者状態が容易ならざるものであったことを想わないわけにはゆかない。そうした、申告された件数増大の傾向の中で、ストライキの多発した1905年に若干減少するとはいえ、工場監督官による審問件数は増大している。とはいえ、それは申告された件数の増大テンポには及ばず、申告された件数のうち審問されたものの占める比率は低下をつづけている。おそらくそれと照応して、災害の重大度別分類の集計基準の変更がしめしているように、政策の力点はとりわけ重大な死亡事故に集中せざるを得なくなっている。1904年度について工場管区別にみると、災害件数合計19,404件にたいして死亡事故が67件のペテルブルグ管区と、合計が4770件にたいして死亡事故が70件もあるキエフ管区との対比が何をいみするのかについて、考えさせられる。とりあえず、キエフ管区において軽微な災害が申告されずに潜在しているのではないかという疑いだけをのべておこう。(つづく)

1) 1901年版 Свод, XXII頁。

2) 1902年版 Свод, X頁。

- 3) 1903年版 Свод, V頁。
- 4) 1904年版 Свод, V—VII頁。
- 5) 1905年版 Свод, XI—XII頁。
- 6) 拙著『ロシア労働政策史』, 187—194頁。
- 7) 同前, 141—142頁。
- 8) 1905年版 Свод, XVII—XVIII頁。
- 9) 1901年版 Свод, XV頁。
- 10) 同前, XV頁。
- 11) 1902年版 Свод, XXII頁。
- 12) 1903年版 Свод, X頁。
- 13) 1900年版 Свод, IV頁。
- 14) 1905年版 Свод, XVIII頁。
- 15) 1902年版 Свод, XXIII頁。